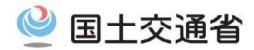
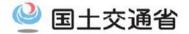
# リートの仕組み

国 土 交 通 省 土地・建設産業局 不動産市場整備課 平成26年10月23日



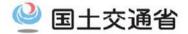
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



1

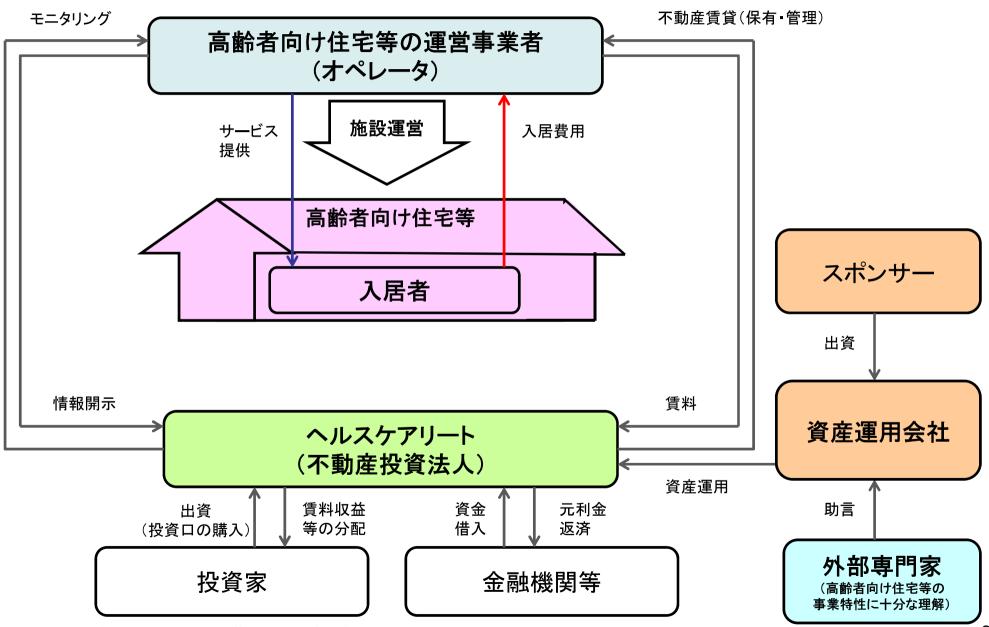
### 1. ヘルスケアリートについて

## 2. リートが締結する賃貸借契約 (高齢者向け住宅等の例)



### 1. ヘルスケアリートについて

高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの仕組み<sup>22 国土交通省</sup>

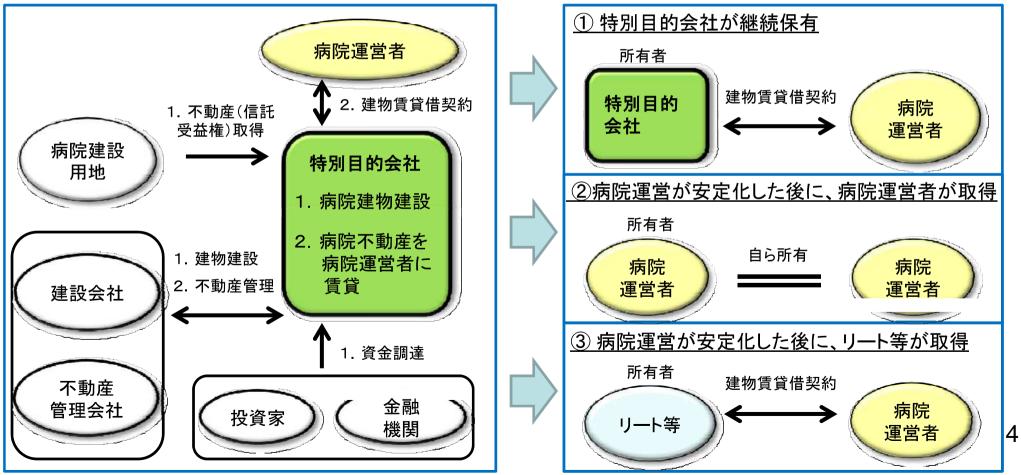


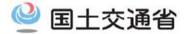
(出所)日本ヘルスケア投資法人の公表資料を基に国土交通省作成

#### 病院の建替え・新設における不動産証券化の活用(想定) 🤮 国土交通省

- 特別目的会社が、病院建設用地を取得し、病院建物を建設。
- 建替え・新設された病院不動産は、 ① 特別目的会社が継続保有
  - 病院運営者が取得
  - ③ 病院運営が安定化した後に、リート等が取得

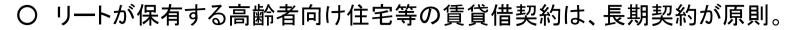
不動産証券化の活用(想定):





# 2. リートが締結する賃貸借契約 (高齢者向け住宅等の例)

#### リートが保有する高齢者向け住宅等の賃貸借契約の期間



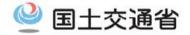
	施設の類型	建物の 竣工時期	リートの 取得時期	賃貸借契約の種類	契約期間(年)
1	介護付有料老人ホーム	平成17年	平成26年	普通建物賃貸借	平成17年から平成42年まで( <b>約25年</b> )
2	介護付有料老人ホーム	平成17年	平成26年	普通建物賃貸借	平成20年から平成40年まで( <b>約20年</b> )
3	介護付有料老人ホーム	平成17年	平成26年	普通建物賃貸借	平成20年から平成40年まで( <b>約20年</b> )
4	介護付有料老人ホーム	平成17年	平成26年	普通建物賃貸借	平成20年から平成40年まで( <b>約20年</b> )
5	介護付有料老人ホーム	平成15年	平成18年	普通建物賃貸借	平成19年から平成39年まで( <b>約20年</b> )
6	介護付有料老人ホーム	平成21年	平成25年	普通建物賃貸借	平成21年から平成46年まで( <b>約25年</b> )
7	介護付有料老人ホーム	平成20年	平成26年	普通建物賃貸借	平成20年から平成50年まで( <b>約30年</b> )
8	介護付有料老人ホーム	平成19年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成46年まで( <b>約20年</b> )
9	介護付有料老人ホーム	平成17年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成46年まで( <b>約20年</b> )
10	介護付有料老人ホーム	平成20年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成46年まで( <b>約20年</b> )
11	介護付有料老人ホーム	平成18年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成50年まで( <b>約23年</b> )
12	介護付有料老人ホーム	平成15年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成46年まで( <b>約20年</b> )
13	介護付有料老人ホーム	平成17年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成46年まで( <b>約20年</b> )
14	住宅型有料老人ホーム	平成19年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成46年まで( <b>約20年</b> )
15	住宅型有料老人ホーム	平成19年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成46年まで( <b>約20年</b> )
16	介護付有料老人ホーム	平成23年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成46年まで( <b>約20年</b> )(注)
17	介護付有料老人ホーム	平成20年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成40年まで(約13年)(注)
18	介護付有料老人ホーム	平成19年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成46年まで(約20年)(注)
19	住宅型有料老人ホーム	平成21年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成46年まで(約20年)(注)
20	住宅型有料老人ホーム	平成23年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成46年まで(約20年)(注)
21	住宅型有料老人ホーム	平成21年	平成26年	普通建物賃貸借	平成26年から平成51年まで(約25年)(注)

(出所)各リートの公開情報等をもとにデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー(㈱作成

(注)停止条件付きの賃貸借契約

国土交通省

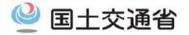
#### 高齢者向け住宅等の賃貸借契約の内容(例)①



○ 例えば、高齢者向け住宅等の建物賃貸借契約では、 <u>賃料の改定</u> について、下記のように 約定されているものが存在。						
〇 賃貸借契約は、借地借家法その他関係法令を踏まえ、 <u>双方協議</u> の上、締結。						
賃料の改定						
<ul> <li>(物件A)本物件の賃料が、経済情勢の変動などにより近傍 類似建物との比較において不相当と認められるに至った 場合は双方協議の上、賃貸借開始日より3年毎に賃料の 改定を協議することができるものとします。</li> <li>(物件B)賃貸人及び賃借人は、賃貸借契約締結日から5 年を経過する毎に協議の上、賃料を改定することができま す。上記により賃料改定がなされる場合を除き、賃料は増 減されないものとします。また、本物件の修繕、不可抗力 その他の事由により、本物件の一部を使用することができ ない場合であっても、賃料は、減額されないものとしますが、 かかる状況において賃借人に帰責事由がない場合には、 賃貸人及び賃借人は、賃料の減額について協議するもの とします。</li> </ul>	<ul> <li>(物件E)賃貸人は2年毎に賃料を改定でき、金利が上昇した場合に、賃料を改定することができます。また、諸物価の高騰、近隣 土地建物の賃料及び土地建物に対する公租公課の著しい上昇、 その他著しい経済情勢の変動があった場合又は本建物の改造・ 改修等があった場合は、随時、賃料を改定することができます。</li> <li>(物件F)3年毎に見直すものとします。また、賃貸人及び賃借人は、諸物価の変動、近隣土地建物の賃料及び土地建物に対す る公租公課の著しい変動、金利の変動、その他著しい経済情勢の変動があった場合又は本建物の改造・改修等があった場合は、 協議の上賃料を改定することができます。</li> <li>(物件G)<u>賃料は原則として改定できない</u>ものとします。但し、土 地・建物の価格、公租公課、経済情勢の変化を考慮し、過度に 不相当となった場合、協議の上、改定できるものとします。</li> </ul>					
(物件C) <u>賃料は、原則として改定できない</u> ものとします。但 し、土地・建物の価格、公租公課、経済情勢の変化を考慮 し、過度に不相当となった場合、賃貸人、賃借人及び連帯 保証人協議の上合意して改定できるものとします。 (物件D) 賃料は、 <u>公租公課の負担の大幅な変動や経済情</u> <u>勢に大幅な変動があった場合は、賃貸人及び賃借人は協</u> <u>議の上</u> 、賃料を改定することができます。	(物件H)賃貸人及び賃借人は、 <u>平成30年4月1日まで賃料を据 え置き</u> 、平成30年4月2日から平成31年3月31日までの間に <u>平成30年3月の賃料を基礎額として協議の上、賃料改定を行う</u> ものとします。その後5年を経過する毎に同様とします。また、土 地・建物の価格の急激な上昇、公租公課の負担の大幅な増加、 近隣の賃貸借の賃料その他経済情勢に大幅な変動があり、賃 料の額が不相応となった場合は、賃貸人及び賃借は協議の上、 賃料を改定できるものとします。					

(出所)日本ヘルスケア投資法人「新投資口発行及び投資口売出届出目論見書」(平成26年10月)を基に国土交通省作成

#### 高齢者向け住宅等の賃貸借契約の内容(例)2



- 例えば、高齢者向け住宅等の建物賃貸借契約では、<u>契約の更新</u>及び<u>中途解約</u>について、 下記のように約定されているものが存在。
- 〇 賃貸借契約は、借地借家法その他関係法令を踏まえ、双方協議の上、締結。

初始の再業	
契約の更新	甲述解剂
<ul> <li>契約の更新</li> <li>(物件a)賃貸人又は賃借人が、上記契約期間満了日の 6ヶ月前までに、相手方に対して書面により更新しない 旨の通知をした場合を除き、賃貸借契約は同一条件で 更に2年間更新されるものとし、以後も同様とします。</li> <li>(物件b)賃貸人又は賃借人が、上記契約期間満了日の 1年前から6ヶ月前までの間に、相手方に対して書面に より更新しない旨の通知をした場合を除き、同契約期 間満了日におけるものと同一の条件で同契約は更に1 0年間更新されるものとし、以後も同様とします。</li> <li>(物件c)賃貸人又は賃借人のいずれかは、上記契約期 間満了日の1年前から6ヶ月前までの間に更新につい ての意思を相手方に通知した場合、同契約期間満了日 におけるものと同一の条件で同契約は更に10年間更 新できるものとし、10年経過後も同様とします。但し、 更新後は、賃貸人は契約を終了させることについて正 当事由がある時は、賃貸借契約期間の満了の1年前 から6ヶ月前までの間に、賃借人に対し、期間の満了に より同契約が終了する旨を書面によって通知すること で、同契約を終了することができます。</li> </ul>	<ul> <li>中途解約</li> <li>(物件d)賃借人は、<u>平成36年3月27日までの間は、中途解</u>約はできないものとします。但し、賃借人が賃貸借契約を解約したい旨を12ヶ月前までに賃貸人に対し書面で申し入れ、 賃貸人が同意した場合は、賃借人は賃貸人に対し同契約に基づく違約金を支払うことで、解約できるものとします。平成36年3月28日以降は、<u>解約したい旨を12ヶ月前までに賃貸</u>人に対し書面で申し入れることにより、同契約を中途解約することができます。</li> <li>(物件e)賃借人は、<u>平成36年3月28日までは同契約を中途</u>解約できます。</li> <li>(物件e)賃借人は、<u>平成36年3月28日までは同契約を中途</u>解約できます。</li> <li>(物件e)賃借人は、<u>平成36年3月28日までは同契約を中途</u>解約できます。</li> <li>(物件e)賃借人は、<u>平成36年3月28日までは同契約を中途</u> 解約できないものとします。中途解約不可最終日の翌日以後 平成40年9月30日までの間においては、賃借人は、①中途 解約予定日において月額賃料の36ヶ月分を賃貸人に支払う か、②中途解約予定日の6ヶ月前までに賃貸人が新たな賃借 人との間で建物賃貸借契約を締結すること、のいずれかを満 たした場合、賃貸人に対して12ヶ月前までに中途解約する旨 を通知することにより、合意解約を行うことができるものとしま す。また、<u>平成40年10月1日以後においては、賃借人は賃</u> 貸人に対し書面にて12ヶ月前までに通知することにより、同 契約を解約できるものとします。</li> </ul>

(出所)日本ヘルスケア投資法人「新投資口発行及び投資口売出届出目論見書」(平成26年10月)を基に国土交通省作成